

(整理番号 2520)

長野地方最低賃金審議会

第 5 回本審議会 議事録

令和 8 年 3 月 2 5 日 公開

開催日時 場所	令和 8 年 3 月 9 日 15 時 30 分 ~ 16 時 30 分 ホテル信濃路 2 階浅間		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 令和 7 年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について (報告) 2 特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明等について 3 長野県最低賃金の改正決定(答申)時の政府に対する要望 への対応について		
議事録			
開会			
岡田賃金室長			
<p>それでは、これより長野地方最低賃金審議会、令和 7 年度第 5 回本審議会を開催いたします。議事に入ります前に事務局からお知らせがございます。公益代表、吉村委員のご逝去に伴い欠員が生じたため、資料 38 に新たな委員名簿をお配りしておりますが、後任として令和 8 年 2 月 1 日付けで、弘中章委員にご就任いただいております。恐れ入りますが、弘中委員から一言ご挨拶をお願いいたします。</p>			
弘中委員			
<p>信州大学経法学部の弘中と申します。この度は大変お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。専攻は労働法ですが、最低賃金の実務や公労使の協議については、知識も経験も十分ではないので、しっかり勉強して貢献できればと思っております。最低賃金に社会的な注目が集まっているところで、このような形で関わらせていただくことは、とても有難いことだと思っております。</p>			

て、委員となりました以上は、精一杯、調査審議に関わってまいりたいと思います。何卒よろしく申し上げます。

岡田賃金室長

ありがとうございました。それでは定足数の確認ですが、本日は、委員 15 名中 15 名全員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。また、本日の審議会は原則公開となっており、事務局で傍聴者を募集しましたところ、希望者がいなかったことをご報告いたします。なお、傍聴者の有無にかかわらず、議事録は原則公開となりますので、ご承知おきください。

それでは審議に先立ちまして、長野労働局、三浦局長からご挨拶申し上げます。

三浦労働局長

長野労働局長の三浦でございます。委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、本日の審議会にご参集いただき、誠にありがとうございます。また、今年度の審議会、専門部会において、精力的な調査審議により、答申をいただきましたことに深く敬意を表し、改めて、厚く御礼申し上げます。さて、最低賃金に関する政府の動きとしましては、昨年 11 月 25 日に、今年の春季労使交渉に向けて、内閣総理大臣と労使団体の代表者による政労使の意見交換が行われました。そこで、「政府は、賃上げを事業者の皆様にも丸投げせず、継続的に賃上げできる環境を整備する」などの方針が示され、地方や中小企業における賃上げに向けた機運醸成を図るとともに、政府の方針や具体的な取組の周知のために、全ての都道府県において、地方版政労使会議を開催することとされたところです。長野においては、先月 2 月 9 日、長野県知事をはじめ、県内の労使団体トップが参加する同会議を開催し、賃金引上げに向けた取組みに加え、生産性向上をテーマに意見交換を行い、持続的な賃上げと適正な取引環境の実現について、「長野県政労使共同メッセージ」を採択いたしました。改めて、厚生労働省としましては、令和 8 年度予算案において、業務改善助成金をはじめとした各種助成金の拡充を図りつつ、賃上げ支援助成金パッケージとして取りまとめ、引き続き、中小企業を支援する方針でございます。また、長野労働局としましても、「長野県政労使共同メッセージ」の実現に向け、他の行政機関や各団体と連携して、生産性向上に取り組む企業へのきめ細やかな支援や、賃上げ・価格転嫁に関する要請等に一層取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。最後に、来年度も本審議会の審議が十分尽されるよう事務局として努めてまいりますので、引き続き、審議会の円滑な運営へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

岡田賃金室長

それではこれからの審議につきまして、山本会長、よろしく願いいたします。

山本会長

本年度最後の第5回審議会になりました。改めてこの1年を振り返ると、参議院議員選挙の影響により目安伝達が遅れ、地方の審議に委ねられる中、目安額プラスアルファや発効日の議論など本当に難しい調整が続きましたが、そういった中、皆様に真摯に熱く議論いただきましたおかげで、何とか長野としての結論を出すことができたと思っております。改めてこの場をお借りして感謝申し上げます。また、吉村委員のご逝去につきましては、長野の最低賃金審議会をけん引してきた方でしたので、とても悲しく、寂しい気持ちです。謹んでご冥福をお祈りいたします。後任に弘中委員を迎え、公益委員も新たな体制となりましたので、第55期の2年目につきましてもよろしく願いいたします。それでは本日の議事録確認委員を指名します。労働者代表委員からは櫻井委員、使用者代表委員からは中村委員にお願いします。

それでは、議題(1)の「令和7年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について(報告)」について、事務局より説明をお願いします。

北原賃金指導官

それでは、資料39の「第55期(令和7年度)長野地方最低賃金審議会 本審、小委員会、専門部会の審議経過」について、概要を説明いたします。まず、長野県最低賃金に係る審議経過につきましては、1から3ページに記載がございます。詳細は時間の関係で省略させていただきますが、今年度は夏の参議院議員選挙の影響等で、中央最低賃金審議会の目安答申が遅れ、地方における審議日程の変更を余儀なくされたものの、皆様のご協力により、令和7年8月7日に結審し、10月3日から時間額1,061円が発効しております。改めて、委員の皆様へ感謝申し上げます。

資料40には「長野県における最低賃金額の改定の推移」の表がございます。一番上の表の右端ですが、今年度の引上げ額は目安どおり63円、引上げ率は6.31%、影響率は26.1%となりました。

資料41には「全国一覧」の表がございます。表の一番下にありまして、全国加重平均は1,121円、引上げ額は66円、引上げ率は6.3%となりました。また、最高額の東京1,226円に対する最低額の高知、宮崎、沖縄1,023円の比率は83.4%となり、11年連続で地域間格差が改善されましたが、これはB、Cランクの各道府県で目安を上回る金額改正が行われたことによるものであります。資料に記載はありませんが申し上げますと、長野を含むBランク28道府県における引上げ額は、目安どおりが3件、プラス1円と2円が最も多くそれぞれ8件、プラス3円と6円がそれぞれ2件、プラス7円と8円がそれぞれ

れ1件、プラス14円が1件、プラス15円が2件となりました。さらに、表の右列の発効日のとおり、今年度は各都道府県の発効日が大きく異なることとなりまして、それでも従来の10月発効が20件と最も多かったです。11月発効が13件、12月発効が8件、双方合わせると21件となり、10月発効と11・12月発効がほぼ同数となりました。それ以外は年越しとなり、1月発効が4件、3月発効が2件となり、秋田県が年度末の3月31日になったことは報道等でご承知のとおりかと思えます。

この発効日に関しましては、資料39に戻りまして、1ページの「2 運営問題小委員会」をご覧ください。この会議を略して「運小」と呼んでおりますが、長野においては、例年、改正諮問後の7月中旬に運小を開催し、そこでその年の審議会運営の方針を審議しております。令和7年度は、(2)のAのとおり、「発効は、10月1日を目途に審議する。」といった表現でありました。ちなみに、2ページのイの特定最低賃金は、「発効は、年内を原則とし、法定発効ないし指定日発効とする。」といった表現で、柔軟な取扱いが可能となるような、少し幅を持たせた書き方になっておりました。来年度の運小におきましては、発効日が論点の1つになると考えられますが、中央の動向等を注視しつつ、運小委員の皆様が令和8年度の方針についてご審議いただくことになるとお考えですので、よろしく願いいたします。県最賃につきましては以上となります。

続きまして、特定最低賃金につきましては、4から5ページに審議経過の記載がございます。こちら詳細は時間の関係で省略させていただきますが、表の左の列の回数3のとおり、7月25日に3業種についての改正決定申出書が提出され、回数6のとおり、8月21日に第2回特定最低賃金検討小委員会が開催されました。この会議を略して「検小」と呼んでおりますが、第2回検小で3業種の改正決定の必要性の有無の審議がなされました。この必要性の有無に関しましては、ページをお戻りいただき、2ページの「4 特定最低賃金検討小委員会(第2回8月21日)」をご覧ください。(2)にあるとおり、申出のあった3業種の改正の必要性の有無について審議が行われましたが、計量器等とはん用機械器具等の製造業2業種の改正決定について、必要性有りとの結論で承認されましたが、各種商品小売業については、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得ませんでした。

なお、特定最低賃金に関して、資料42をご覧ください。今年度は中央からの目安額伝達が遅れたことにより、令和4年度と同じく、本審ではなく県最賃専門部会において目安額伝達が行われましたが、こちらは、その第4回県最賃専門部会で配付した中央最低賃金審議会の目安答申に関する資料であり、その中に、目安答申後の流れとして、特定最低賃金の審議に関する資料がありましたので、改めて本審委員の皆様が配付させていただきました。概要を御説明しますと、1枚おめくりいただくと、4ページには、特定最低賃金は「企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの」「その決定は、労使のイニ

シアティブにより決まる」「地域別最低賃金より高い額で決定」といった基本的事項の記載がございます。次の5ページに審議の流れ、6ページに特定最低賃金と地域別最低賃金の比較表があり、7ページに特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出要件の記載がございます。長野の特定最低賃金3業種の改正申出は、公正競争ケースで提出されておりますので、下の表の右の欄を見ますと、改正・廃止の申出要件としては、適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出等が必要とされております。1枚おめくりいただき10ページの上の水色の部分に、中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告(平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承)』といった記載がございます。その報告書の2の(1)には、関係労使のイニシアティブ発揮による改善として、

関係労使当事者間の意思疎通について、下線のところですが、「当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図る」、「関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい」といった記載があります。また、関係労使の参加による必要性審議について、下線のところですが、「従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする」とあります。そして、最後の11ページには、特定最低賃金の審議に労使のイニシアティブが十分発揮されるよう、全国の必要性審議に関する参考事例が示されておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。以上が、今年度の中央最低賃金審議会で配付された厚生労働省本省作成の資料の説明でしたが、長野において特定最低賃金の必要性審議を行う第2回検小の進め方については、本資料も踏まえつつ、例年7月中旬に開催する運小においてご審議いただくことになるとおられますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、特定最低賃金の説明の最後になりますが、資料39の4ページの下にお戻りください。令和7年度は2業種の特定最低賃金の改正決定について審議がされましたが、表の下の(1)はん用機械器具等専門部会では、計4回の審議が行われ、時間額1,105円、発効日は法定発効として、全会一致による結審となり、令和7年12月28日に発効しております。また、5ページの(2)計量器等専門部会では、計4回の審議が行われ、時間額1,095円、発効日は指定日発効として、全会一致による結審となり、令和8年1月1日に発効しております。2業種の特定最低賃金の引上げ率、影響率については、先ほどご覧いただいた資料40の推移表をご覧ください。上から2番目の表の計量器等製造業については、右端の令和7年度のとおり、引上げ額63円、引上げ率6.10%、影響率は19.6%となりました。また、上から3番目のはん用機械器具等製造業については、引上げ額62円、引上げ率5.94%、影響率は12.2%となりました。

説明は以上となりますが、特定最低賃金につきましても、委員の皆様には、大変お忙しい中、集中的にご審議いただき、原則年内発効となりました。改めて御礼を申し上げます。事務局からは以上です。

山本会長

ただいまの報告について、何かご意見・ご質問等がございますか。

(意見・質問等なし)

山本会長

それでは、次に議題(2)の「特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明について」に入ります。事務局より説明をお願いします。

松木賃金指導官

それでは資料 43 をご覧ください。令和8年度の特定最低賃金については、労働者側から1月21日に計量器等製造業、はん用機械器具等製造業、各種商品小売業の3業種に関する金額改正の意向表明書の提出がございましたので、ご確認をお願いいたします。なお、改正申出書の提出時期は、意向表明書の下の方に記載がありますが、いずれも「2026年7月下旬まで」となっております。

また、資料 44-1 をご覧ください。こちらは、令和元年から改正のない印刷、製版業を含めた長野県の特定最低賃金4業種の適用使用者数・適用労働者数であり、令和8年度の申出において、公正競争ケースの場合の概ね3分の1以上の同意が必要といった要件の分母となる数字になります。裏面の資料 44-2 に令和7年度の数をご載せておりますが、双方を比較しますと、表面の令和8年度の適用使用者数は、印刷・製版業が2事業所増、はん用機械器具等が4事業所減、計量器等が17事業所増、各種商品小売業が1事業所増となります。また、適用労働者数は、印刷・製版業は105人増、はん用機械器具等は1,181人増、計量器等は2,062人増、各種商品小売業は556人減となります。令和8年度の申出においては、資料 44-1 でお示しした数字を踏まえ、同意、署名をご用意いただければと思います。事務局からの説明は以上です。

山本会長

ただいま、事務局より報告がありましたが、労働者委員から何か補足する事項はありますか。

(補足等なし)

使用者委員から何かございますか。

(特になし)

山本会長

それでは、議題(3)の「長野県最低賃金の改正決定(答申)時の政府に対

する要望への対応について」に入ります。事務局より説明をお願いします。

岡田賃金室長

事務局から政府要望への対応についてご説明させていただきます。資料 45-1 をご覧ください。こちらは8月7日の長野県最低賃金の改正決定に関する答申でございます。2枚おめくりいただいた裏面の別紙3に政府に対する要望が記載されております。これらのご要望に対する長野労働局の対応状況について、資料 45-2 で御説明させていただきます。

1の(1)から(4)にご要望の概要をまとめておりますので読み上げますが、(1)中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁の実現、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底、(2)中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた税制等による賃上げ企業の優遇、生産性向上等への支援強化、「業務改善助成金」の周知強化、制度拡充、(3)年収の壁・支援パッケージの活用促進、制度拡充、(4)地域別最低賃金改定の目安を早期に地方へ示し、十分な審議が図られるよう、中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること、こういったご要望をいただいております。

これに対して、「2長野労働局の取組み」ということで御説明させていただきます。ご要望1の(1)に対する回答が2の(1)となりますので、読み上げますと、(1)長野県知事・県内全市首長・経済産業省関東経済産業局長と連携のうえ、「現下の雇用経済情勢等を踏まえた価格転嫁及び賃金引上げの御検討について(要請)」を発出し、局・署所が連携して事業主と接触する機会を捉えて要請を実施しました。その際、賃金額の資料や好事例等記載したリーフレット等を交付しました。令和6年度は10,813件の事業場に交付しましたが、令和7年度は12月末の段階で既に11,293件に交付しました。資料 45-2の続きに、番号は振っておりませんが、長野県知事、県内19市の首長、経産省との連名による価格転嫁等の要請書を添付させていただいております。

続きまして、ご要望1の(2)に対する回答が2の(2)になりまして、読み上げますと、(2)改定後の最低賃金額履行上の留意点及び業務改善助成金をはじめとする「賃上げ支援助成金パッケージ」に係るリーフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、あらゆる機会に配付を行いました。積極的な周知の結果、業務改善助成金の申請件数は昨年度に比べて約2割増加したということで、前年同期比で417件が502件に増加しております。また、資料 45-2の続きに、番号は振っておりませんが、長野局の独自リーフレットを添付させていただいております。こちらは、最低賃金違反に月給制の賃金を時間額に換算して確認していなかったとするものが多いことを踏まえた時間額の換算方法に関する周知と、1枚めくった右ページの「賃上げ」支援助成金パッケージに関する周知をセットで行うために作成したものになります。こうした長野局独自の工夫を行いつつ、厚生労働省の来年度令和8年度予算案においては、

「賃上げ支援助成金パッケージ」の拡充を図り、引き続き各種制度の利用促進を図ることにしております。また、次に添付したリーフレットが、長野県が実施する業務改善助成金の上乗せ補助制度のリーフレットになりまして、引き続き長野県と連携して中小企業支援に取り組むこととなっております。

続きまして、ご要望 1 の(3)に対する回答が 2 の(3)になりまして、(3) キャリアアップ助成金(年収の壁・強化支援パッケージ)の周知、利用促進を図った結果、社会保険適用時処遇改善コースの支給決定件数が増加し、令和 7 年 7 月 1 日から制度拡充した短時間労働者労働時間延長支援コースも追加され、制度拡充前の昨年度 1 年間に比べて今年度 12 月末現在の支給決定件数が 4 割程度増加しております。

続きまして、ご要望 1 の(4)に対する回答が 2 の(4)ということで、(4) 目安の早期伝達を含む答申別紙 3 の政府に対する要望については、審議会終了後、直ちに厚生労働省に情報を提供しております。

最後に、長野労働局の取組みということで、(5)その他についてご説明させていただきます。発効日の 10 月 3 日に実施した J R 長野駅前における最低賃金改定額の街頭啓発においては、会場に「事業者支援コーナー」を設置し、当局(雇用環境・均等室)、長野県(労働雇用課及び長野県賃上げ・業務改善支援センター)、長野働き方改革推進支援センターの三者が連携して、最低賃金改正額及び賃上げ支援策の周知広報を行いました。なお、今年度新たに、J R 長野駅(北信)のほか、J R 松本駅(中信)、J R 上田駅(東信)、J R 飯田駅(南信)の県下全域において、ポケットティッシュを配布し、街頭啓発を行っております。また、J R 長野駅前の大型ビジョンで、改正額と賃上げ支援策をセットで周知する動画を放映するとともに、今年度新たに、県内ケーブルテレビにおいても、60 秒の周知用コマーシャルを昨年 10 月から 12 月に放送いたしました。資料 45-2 の裏面の上の に J R 長野駅前の街頭啓発に係る写真等がありますのでご覧ください。次に、改正額を広く県民に知ってもらうため、長野局独自の取組みとして、最低賃金ポスターデザインコンテストを実施し、入賞者に対して表彰式を行うとともに、最優秀作品のデザインに、特定最低賃金改正額、賃金引上げ特設ページのリンク先を加えた局独自のポスター・リーフレットを作成し、関係機関、団体等に配付しました。資料 45-2 の裏面の下の にポスターデザインコンテスト表彰式の写真がありますのでご覧ください。資料 45-2 の続きに、番号は振っておりませんが、ポスターデザインコンテストの最優秀賞のデザインを用いた周知用リーフレットを添付させていただいております。以上、長野労働局の取組みということでご紹介させていただきましたが、いずれもこれで十分とは思っておりませんので、引き続き、最低賃金額の周知及び事業者支援策の周知広報を積極的に行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、賃上げの環境整備において重要となる価格転嫁に関する状況について御説明させていただきます。資料 46 の内閣官房、公正取引委員

会の資料をご覧ください。2 アップ上下で印刷しておりますが、下のスライド 1 は、令和 5 年 11 月 29 日に策定された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」になります。1 枚おめくりいただいた上のスライド 2 の上の欄は、令和 7 年 6 月 13 日閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針 2025」いわゆる骨太の方針であり、これに基づき、厚生労働省としても同指針の周知広報に努め、労働基準監督署が行う監督指導等の際に同指針のリーフレットを配付して周知を行ってまいりました。また、次の欄には、高市政権になり令和 7 年 11 月 21 日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策の記載がありますが、この中にも同指針の改正が盛り込まれております。下のスライド 3 に移りますが、令和 7 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果をみますと、点線の四角の上のチェックですが、「指針の認知度は約 60%と道半ば、他方、指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい」ということですので、この調査結果からしても、やはり改正された指針の周知が引き続き必要になってくるといえることになります。次のページの上のスライド 4 ですが、指針改正のきっかけの一つ目のチェックに、今年の 1 月から「下請法」が、中小受託取引適正化法いわゆる「取適法」として施行され、新たに「協議に応じない一方的な代金決定が禁止されることから、同改正に対応する必要ある」との記載がなされています。そして、下のスライド 5 から裏面のスライド 7 までが改正後の指針の内容になりますので、厚生労働省も政府の一員として、引き続き改正指針の周知に取り組んでまいりたいと思います。なお、次のスライド 8、9 には、価格転嫁ツールや価格交渉申込み様式の活用について示されておりますので、公正取引委員会のホームページをご確認いただけたらと思います。事務局からの説明は、以上です。

山本会長

ただいまの報告について、何かご意見・ご質問等がございますか。

(意見・質問等なし)

よろしいでしょうか。それでは議題(4)の「その他」に入ります。事務局から何かありますか。

岡田賃金室長

来年度の本審議会、県最賃専門部会の開催日程についてですが、できる限り早めに日程を決定したいと考えております。なお、来年度は夏の参議院議員選挙がある年ではないので、過去の例から、中央最低賃金審議会の目安答申は 7 月下旬頃になることが予想されますが、今年度のような日程変更にも対応できるよう、複数の予備日を設けることにしたいと考えております。今後、中央最

低賃金審議会の審議日程も明らかになってくると思いますが、皆様には、改めて日程調整のメールを送付させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、お示しの案の中で、既に都合が悪いという日がございましたら、事務局あてメールをいただければ幸いです。事務局からは以上です。

山本会長

ただいまの事務局からの提案について、皆様からご意見等はございますか。

(意見等なし)

よろしいでしょうか。それでは、今後の審議日程の調整について、各委員のご協力をよろしくお願いいたします。

山本会長

それでは、最後に、労働者委員から何かございますか。

(労働者委員からなし)

使用者委員から何かございますか。

(使用者委員からなし)

広瀬会長代理

1点教えていただきたいのですが、昨年の審議の過程で赤沢大臣から目安額を超える引上げを行った場合は補助金等の措置を行うというような発言がありましたが、実際に事後的にあったのでしょうか。

岡田賃金室長

令和7年11月21日に閣議決定した「強い経済」を実現する総合経済対策において、中央の目安額を上回る最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応を含めた重点支援地方交付金の拡充について記載されておりまして、これを受けて令和7年度の補正予算が成立し、報道等にもありましたが2兆円の物価上昇対策が行われているところです。長野県に交付された重点支援地方交付金は、都道府県分として178億5,300万円、市区町村分として243億7,100万円、合計422億円が交付されておりますが、この中で事業者支援としてどのくらいの額が充てられているかといったことは、県に交付金の使途の裁量がありますので、正直分かりません。ですので、目安額を上回る引上げを行った分としてどのくらいの額が使われているかといったことも、こちらではよく分からないと

いったところでは。

広瀬会長代理

地方審議会での最低賃金決定額に応じて、差別的な取扱いが行われたということでしょうか。

岡田賃金室長

交付金の交付要綱がありまして、そこに計算式が示されておりますので、最低賃金の引上げの割合に応じた掛け率に違いがあるというのは分かるのですが、この交付金が各県の人口や事業所数などを基礎にさまざまな率で計算され、交付後は県の裁量で使われるものですので、計算の率は分かるけれども額の詳細はよく分からないといったところです。

広瀬会長代理

分かりました。ありがとうございました。

山本会長

今の点に関して、他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

土井委員

その金額はどこに使われているのでしょうか。

中村委員

長野県の経済対策については、11月補正分に加えて今回の重点支援地方交付金の長野県分178億円を使った、計752億円の補正予算をこの1月16日に臨時議会で決定しています。ただその中身は、事業者支援だけではなく、生活者支援など全て含めてこの752億円で対応していて、11月補正分から継続してエネルギーの価格、ガソリンとか、高圧電力といった価格を抑えることに使われています。一方、市町村分はどちらかというとプレミアム商品券などの財源に使われています。地方交付金ということで最低賃金の引上げのことも交付金の計算式には入っているけれども、国からどのくらいの額を引上げ分として使うかは明示されておらず、事業メニューとして中小企業支援が示されているだけなので、どのくらいの額かというのは明確ではないというのが、事務局の説明かと思います。

岡田賃金室長

国から示されている中小企業支援事業の推奨メニューとして、よろず支援拠点の中に新たに生産性向上センターを設置するというものがあります。各都道

府県に1つよろず支援拠点が設置されていて、長野県は長野市にある長野県産業振興機構がよろず支援拠点となっていますが、今年の4月から生産性向上センターの運用が開始されると聞いておりますので、今後、中小企業に対してより丁寧な伴走支援を行うために資金が使われるものと承知しております。

土井委員

分かりました。期待しています。

山本会長

その他に何かございますか。

(特になし)

それでは、以上をもって閉会といたします。皆様、お疲れさまでした。

閉会